

国内経済要録

◇公定歩合の引下げ

わが国経済は最近順調な推移をたどっているものと認められるので、本行は貿易・為替自由化の進展などの状況に対処し、金融政策をいっそう弾力的に運用することをねらいとして、基準割引歩合および貸付利子歩合を次のとおり一律日歩1厘引き下げ、1月26日から実施した。

新公定歩合

- (1) 商業手形割引歩合
……日歩1銭8厘(年利6.570%)
- (2) 輸出貿易手形割引歩合
……日歩1銭3厘(年利4.745%)
- (3) 輸出貿易手形を担保とする貸付利子歩合
……日歩1銭4厘以上(年利5.110%以上)
- (4) 輸入貿易手形を担保とする貸付利子歩合
……日歩1銭8厘以上(年利6.570%以上)
- (5) 国債またはとくに指定する地方債、社債その他の債券を担保とする貸付利子歩合
……日歩1銭9厘以上(年利6.935%以上)
- (6) その他のものを担保とする貸付利子歩合
……日歩2銭以上(年利7.300%以上)
- (7) 当座貸越利子歩合
……日歩2銭1厘(年利7.665%)

なお、本行は、公定歩合変更に伴い、同日以降本行保有手形の売却金利も日歩1厘引き下げ、日歩2銭とした。

◇外国為替引当貸付の利子歩合変更

海外金利の変動に伴い、本行は連合王国、ドイツ連邦共和国およびアメリカ合衆国通貨表示の手形を引当とする外国為替引当貸付の利子歩合をそれぞれ次のとおり引き下げた。

(実施日) (改訂前) (改訂後)

○連合王国通貨表示手形引当貸付

1月25日 日歩1銭2厘 日歩1銭1厘

○ドイツ連邦共和国通貨表示引当貸付

1月25日 日歩1銭1厘 日歩1銭

○アメリカ合衆国通貨表示引当貸付

2月1日 日歩8厘 日歩7厘

◇銀行貸出自主規制金利などの引下げ

- (1) 銀行貸出金利およびコール・レート

全国銀行協会連合会では、公定歩合引下げに伴い、銀行貸出金利の自主規制限度を次のとおり一律に日歩1厘引き下げ、1月30日から実施した。またコール・レートの自粛限度も同様に日歩1厘引き下げ、日歩2銭2厘とした。

種 類	新 利 率	旧 利 率
(1) 標準金利		
(イ) 日本銀行再割引適格商業手形の割引	日歩 1銭8厘	日歩 1銭9厘
1件300万円超	1銭9厘	2銭
1件300万円以下		
(ロ) 信用度においてこれに準ずる手形の割引および貸付		
1件300万円超	1銭8厘5毛	1銭9厘5毛
1件300万円以下	1銭9厘5毛	2銭5毛
(2) 輸出貿易手形のうち日本銀行再割引適格手形の割引および貸付	1銭5厘	1銭6厘
(3) 輸出貿易手形のうち日本銀行再割引適格手形以外の手形の割引および貸付	1銭7厘	1銭8厘
(4) 輸入貿易手形の割引および貸付	1銭9厘	2銭
(5) その他の手形の割引および貸付		
1件300万円超	2銭1厘	2銭2厘
1件300万円以下	2銭2厘	2銭3厘
(6) 当座・貸越	2銭4厘	2銭5厘

(2) 指定金銭信託資金

信託協会では、臨時金利調整法の適用対象たる指定金銭信託資金の貸出金利の自主規制限度を一律に日歩1厘引き下げ、1月30日から実施。

(3) 保険会社

生命保険協会および日本損害保険協会では、短期貸付の自主規制金利を次のとおり引き下げ、1月30日から実施した。

新利率

旧利率

1件 300万円超

日歩 2銭3厘以下 日歩 2銭4厘以下

1件 300万円以下

日歩 2銭4厘以下 日歩 2銭5厘以下

◇農林中央金庫の貸出金利改訂

農林中央金庫では、系統内貸出の金利体系簡素化を図るため、30種目に上る特殊利率を大幅に整理(農手ほか開拓関係など7種目を除き全廃)するとともに、これを機会に普通利率を次のとおり短期日歩1厘、長期年利0.5~1.0%引き下げ、1月23日から実施した。

貸出先	種 類 別	新 利 率	旧 利 率
信 連	手形貸付、 手形割引	日歩 2 銭 2 厘(据置)	日歩 2 銭 2 厘～2 銭 3 厘(限度超過)
	証券または 年賦貸付	年利 8.5 %	年利 9.0 %
そ の 他 所 属 団 体	手形貸付、 手形割引	日歩 2 銭 3 厘	日歩 2 銭 4 厘
	証券または 年賦貸付	年利 9.0 %	年利 10.0 %

◇公社債投資信託の発足

大蔵省では、このほど日興、野村、山一、大和各証券投資信託委託会社の公社債信託約款を承認（日興1月11日、その他12日）し、公社債投資信託が発足をみた。

公社債投信の概要次のとおり。

- (1) 毎月の設定分をそれぞれ別個の追加型投信とする（1年経過後には12個のファンドが成立、2年目以降は前年の当該月に設定したファンドに追加設定）。
- (2) 決算および収益配分は年一回（なお、収益金の分配率は、当面年7.8%程度を目標とする）。
- (3) 信託報酬は残存元本額に対し1万分の20以内。
- (4) 売買手数料は売りについては1万円につき20円、買いについては25円。

(5) 運用対象は公社債、一部はコールにも放出（なお、大蔵省は、既発債の組み入れ、コール放出はそれぞれ総額の1割以内にとどめるよう指導）。

(6) 組み入れ公社債の評価基準は、

(イ) 上場銘柄は時価。

(ロ) 非上場銘柄については、経過期間に対応する償還差益を経過差益として日割計上。

(ハ) 発行価格と取得価格が相違する場合の差額は、当該公社債の償還または売却時まで留保。

(ニ) 発行条件が改訂された場合、それに伴う評価替えは行なわない。

◇証券金融会社貸借取引の基準日歩引下げ

日証金、大証金、中部証金の3証券金融会社は、金融情勢に即応して貸借取引の基準日歩を、1月16日から次のとおり日歩1厘引き下げた。

	改正前	改正後
融資日歩	2 銭 6 厘	2 銭 5 厘
貸株代り金金利	1 銭 6 厘	1 銭 5 厘

なお、本改正と同時に、金利徴求方法を従来の片落ち計算から両入り計算に変更。